

(参考)

PCB に汚染された機器の分類と処理方法

<p>【高濃度の PCB を使用した電気機器 (又は当該電気機器から抜いた油)】</p> <p>PCB が絶縁油として使用された電気機器の絶縁油中の濃度は、50%(500,000mg/kg) 以上が高濃度です。一般的にコンデンサについては、PCB 濃度 100%(1,000,000mg/kg)、トランスについては概ね 60% (600,000mg/kg) 前後です。</p>	<p>現在 JESCO で処理を行っておりますので JESCO への登録をお願いします</p>
<p>※JESCO では現在 50% (500,000mg/kg) 以上の PCB 濃度の電気機器(又は当該電気機器から抜いた油)について処理を進めております。0.5% (5,000mg/kg) 超～50% (500,000mg/kg) 未満の濃度のものについても登録はお受けいたします。</p>	
<p>【微量 PCB 汚染廃電気機器等】 (注)</p> <p>PCB 濃度 0.5mg/kg 超～5,000mg/kg のものを指します。 (微量 PCB 汚染廃電気機器等の大部分は、数 mg/kg から数十 mg/kg 程度です。)</p> <p>※これらの廃棄物も PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 8 条に基づき、都道府県又は政令市に保管状況等を届け出る必要があります。</p>	<p>JESCO 以外の認定を受けた施設により処理が進められています。</p>
<p>【PCB 濃度が 0.5mg/kg 以下の電気機器】</p>	<p>PCB 廃棄物としては扱われません。</p>
<p>※PCB 以外の含有物によっては、特別管理産業廃棄物としての処理が必要になる場合がありますので、管轄の都道府県・政令市の産業廃棄物担当課に必ずご確認ください。</p>	

(注)

【コンデンサ】

1991 年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器は PCB の汚染がないとされています。

【トランス】

1994 年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器は、絶縁油交換等のメンテナンスが行われていないこと又は汚染のない油への入れ替えが行われていることを確認できれば、PCB の汚染がないとされています。

※ ただし、上記の取り扱いについては、管轄の都道府県・政令市の産業廃棄物担当課にご確認ください。